

令和元年松前町条例第23号

松前町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町印鑑条例の一部を改正する条例

松前町印鑑条例（昭和51年松前町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次_____に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号</u>に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。